

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

青森市長

市町村名 (市町村コード)	青森市 (2201)
地域名 (地域内農業集落名)	後潟地区 (北後潟・南後潟・六枚橋・小橋・左堰・山城)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月22日 (1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・水田が基盤整備されており、認定農業者による規模拡大や集落営農組織による農地集積が進み、農地利用率は高い。

・基盤整備完了から約40年が経過し、老朽化した暗渠排水不良の改善が必要である。

・用水に関しては各農業者が管理していることから、適正な管理がされていないため、地域としてまとまりのある用水管理を徹底していく必要がある。畑作の農業者の減少がみられる。

【地域の基礎的データ】  
中心経営体:35経営体  
主な作物:水稲、小麦、そば、野菜、花き

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・関係機関との連携強化により集落営農組織の農地の集約を進め、生産コスト削減、農作業の受委託などによる農地の流動化を促進する。

・基盤整備実施によるほ場の大区画化・老朽化した暗渠排水不良の改善を図る。

・そばや野菜の転作作物の定着化・高付加価値化および水田利用率の向上に向けた飼料用米等の生産に向けた畑地化を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	818 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	818 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その中でも農業生産の中心となるエリアである農用地で担い手の意向や周辺農地の状況等を勘察し、農地の活用を促進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体である認定農業者や認定新規就農者が担い、離農者の農地を中心経営体へ集約できるよう、継続して地域内の話し合いを行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、補助事業を活用し、農用地の大区画化・用排水路の整備等のための基盤整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から新規就農者(女性農業者を積極的に確保)を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市や農協と連携し就農相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、地域保全区域の区分けを明確化した上で、分類される水張り水田、飼料作物、ソバ等のローテーション管理を集落営農組織や法人への委託に向けた協議を経て具体化する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③スマート農業機械を導入、規模拡大を進める。
- ④大豆、トウモロコシ、麦などの転作作物の導入を推進する。
- ⑧畑地化増加を見据えた施設整備を検討する。